

2025年6月定例会 討論

2025年7月2日

日本共産党 宮本しづえ県議

宮本しづえです。日本共産党県議団を代表し討論を行います。

知事提出議案、第17号、及び第18号、県が行う建設事業等に対する市町村の負担について反対の意見を述べます。

この2つの議案は、地方財政法等法の規定に基づいて市町村に負担を求めるものですが、この負担は市町村の義務ではなく、県の裁量で負担を求めなくても良いもので、市町村の財政状況を見れば負担は求めるべきではありません。土木事業ではないものの、今市町村財政を圧迫する要因の一つに、デジタル化に伴う負担増があります。地方事務の標準化により、地方自治体の運用経費が2.3倍に膨らんでいることが総務省の調査で明らかになりました。国が聞き取りを行った福島市では、2.08億円が7.84億円超に増加しており、国が要求する運用経費を3分の1削減とは程遠い実態です。政府のデジタル化政策が地方財政を圧迫しているのです。また、この間の国の物価高騰対策が、市町村事務となり業務量が増大、多くの市町村は職員の残業で処理してきましたが、昨年の定額減税に係る給付金の未払いが残されているのです。市町村に過大な事務と財政負担を求めるのは止めるべきです。よって、本議案には賛成できません。

次に、議員提出議案について賛成の立場で意見を述べます。

○継続議案第54号、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うとともに、訪問介護の基本報酬引き下げ撤回を求める意見書

2024年度の国の介護報酬改定で、全体では1.59%の引き上げになったものの、訪問介護報酬が2%以上引き下げられました。物価高騰に加えて、事業所の基本収入となる介護報酬の引き下げは、訪問介護事業所の経営を悪化させ、2024年の全国の介護事業所の倒産は172件、廃業を合わせると784件となり、介護保険

スタート以降過去最多となりました。県内でも訪問介護事業者の倒産、廃業が起きており、ヘルパー派遣をお願いしたくても事業所が近くになく、ヘルパー不足でサービスを受けたくても来てもらえず、在宅での生活を続けられないなどの深刻な問題が起きているのです。

2024 年末の厚労省の調査で、訪問介護事業所が 1 つもない自治体は県内で 8 つ、1 つしかない自治体は 21 に上っています。国が進める施設から在宅への流れの保証は、在宅介護サービス提供体制を強化することであり、訪問系の介護報酬引き下げは、国自らの政策とも相容れないものです。

しかも、介護職員不足は、そもそも職員の処遇が一般労働者平均との比較で賃金は月 7 万円も下回る劣悪な状況に置かれていることが原因です。

意見書が述べる通り、介護報酬を抜本的に引き上げる改定を行うとともに、当面昨年引き下げられた訪問介護報酬を直ちに戻すことは、介護崩壊を防止し、安心して老後を送れるようにするためにも、喫緊に取り組むべき課題です。よって、本意見書は可決すべきです。

○継続議案第66号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

この制度は、女性が差別的扱いを受けたときに国連に申し立ての権利を保障するものです。日本のジェンダーギャップ指数が、直近の発表では世界 118 位と依然最下位クラスにとどまっていることが明らかになりました。女性差別のない社会の実現に向け、世界水準の到達を目指し、日本政府の努力が求められており、本意見書は可決すべき、継続請願 46 号は採択すべきです。

○継続議案第67号、民法・戸籍法を改正し、選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書

日本でも選択的夫婦別姓制度の導入を求める機運が高まる中で、今通常国会では、28 年ぶりに選択的夫婦別姓制度の議論が行われました。しかし、法案は継続審議となり、早期実現を求める多くの国民の期待に応えることはありませんでした。今や夫婦同姓を法律で義務付けているのは世界でも日本だけという恥ずべき後進国と

なっており、経済界も経済活動の障害となっていると早期実施を国に求めています。

夫婦別姓に反対するのは今や自民党の一部に過ぎません。反対の理由に、家族の一体性が損なわれることを挙げていますが、歴史をたどれば、鎌倉時代、源頼朝の妻北条政子は北条氏を名乗っていたことはよく知られている通りです。江戸時代は、平民には氏は許されておらず、明治 3 年にようやく氏の使用が許され、明治 9 年に妻は実家の姓を名乗る事とされたのです。夫婦同姓が決められたのは明治憲法に基づく民法改正により、家父長制度が家族の基本に据えられて夫の氏を名乗ることが義務化された明治 31 年以降であり、新憲法制定までの僅か 49 年間に過ぎません。

家族の一体性や、愛情は苗字によって左右されるものではなく、互いの人間としての信頼こそが重要であることは言うまでもありません。生まれた時の姓のまま人生を全うしたいと思う人が、自由に苗字を選択できる制度にすることは、基本的人権保障の点からも必要なことです。

世界では当たり前の選択的夫婦別姓を認めない日本政府に対して、国連女性差別撤廃委員会から 4 度にわたり勧告が発せられており、もはやこうした恥ずべき態度は改めるときです。昨年 10 月の勧告では、家父長的役割と態度、差別的固定観念を撤廃すべきと指摘されました。

現民法では、自由、平等な協議でいずれかの姓に決めるとされていますが、夫の姓を名乗るのが圧倒的です。そこには、夫が妻の姓を名乗るのは恥辱だという考え方が根底にあるのではないかと、家族法の第一人者中川善之助教授は指摘しています。

女性の人格と人権尊重の立場に立ち、世界で唯一遅れた国となっている現状打開のため、早期に選択的夫婦別姓制度が認められる法改正が求められており、本意見書は可決すべき、継続請願 47 号は採択すべきです。

○継続議案第 69 号、全ての子どもにより良い幼児教育、保育の保障と無償化の拡充を求める意見書

日本の保育士配置基準は、昨年度 76 年ぶりに改定され、4,5 歳児は 1 クラス 30 人から 25 人に、3 歳児は 20 人から 15 人に、1, 2 歳児は今年度から 6 人が 5 人へと見直されました。保育関係者の粘り強い運動でようやく実現を見たものです。し

かし、これで十分とは言えず、更なる改定が求められます。

人口減少、少子化が日本社会の大問題になる下で、子育ては家庭の責任から社会全体が担うべき課題との認識が広がってきました。また、子育て世代が劣悪な非正規、不安定雇用労働者が少なくない現実とも相まって、結婚、子育てしたいと思っても、経済的に無理と感じる人たちも少なくありません。失われた 30 年、賃金も上がらず、経済成長もしない世界でも異常な国になってしまった日本において、社会の在り方、経済活動の在り方の根本的改革が求められているのです。

希望する誰もが、安心して結婚し子育てできる社会を作ること、政治の大きな責任です。子育ての費用は社会全体で担うのは世界の常識です。よって、本意見書は可決すべき、継続請願 50 号は採択すべきです。

○継続議案第 70 号、国の制度として「20 人程度学級」を展望した少人数学級の実現を求める意見書

本県は、原発事故前から制度としての 30 人学級、30 人程度学級を、全国に先駆けて実施してきました。ところが、県独自の少人数学級の教員加配を非正規の常勤講師で対応してきたために、教育現場では講師不足による深刻な教員不足で、4 月の時点で学級担任がいないクラスが出るなどの事態が起きています。

原発事故により、子どもたちはより深刻な影響を受け続けてきました。原発事故を経験した福島、日本でこそ更なる少人数学級による丁寧できめ細かな教育環境整備が求められます。また、不登校の児童数 34 万人と過去最高を記録、困難を抱える子どもたちに寄り添う丁寧な指導援助が必要であり、その保障となる 20 人程度学級の実現は、切実な要求です。

世界的にも 20 人学級は決して特別ではありません。世界の教育レベルが最も高いと評されるフィンランドでは、1 学級多くても 20 人程度、教師は一人一人を丁寧にみるためには 20 人でも多いと言います。アメリカでも州により 20 人学級制をとるところ、ドイツは 30 人以下を基準として学級数を決める方式をとるなど、20 人程度学級は当たり前になっています。日本においても、20 人程度を展望し、早く到達できるようあらゆる努力を尽くすべきです。そのためにも、軍事費の半分しかない国の教育予算を大幅に増額し、20 人程度学級も展望した思い切った少人数学級実現に踏み出すべきです。よって、本意見書は可決すべき、継続請願 51 号は採択すべきです。

○継続議案第 71 号、義務教育諸学校教職員給与費の「義務教育費国庫負担」を 2 分の 1 に復元する事を求める意見書

憲法 26 条義務教育は無償とする規定に基づき、義務教育に係る教職員の人件費は都道府県の負担とされ、国はその半額を負担してきました。しかし、2006 年に国の負担割合は 3 分の 1 に縮減されてしまったのです。国庫負担金を元の 2 分の 1 に戻すことは、憲法の規定からも当然です。よって、本意見書は可決すべき、継続請願 52 号は採択すべきです。

○継続議案第 87 号、学校給食費無償化を実施することを求める意見書

昨年文科省の調査で、全国で学校給食費の無償化を実施する市町村は 3 分の 1 に上ることが明らかになりました。県内でも全国平均を上回る半数を超える 38 市町村が無償化を実施しており、何らかの補助を行う市町村を合わせると 93% に上っています。

自民党の石破総理は、来年度以降に給食費の無償化を行う意向を示していましたが、未だに実施時期は不明です。物価高騰の下で、国が子育て支援策としても期待が大きい学校給食費の無償化に早期に踏み出すことは、多くの保護者はもとより、市町村の強い要求となっています。よって、国は憲法第 26 条の規定に基づき直ちに学校給食費無償化に踏み出すべく、地方から声を上げていこうではありませんか。よって、この意見書は可決すべき、継続請願 57 号は採択すべきです。

以上で、終わります。

以上